

三 遊邊販賣係を組織せられた

二 労働者の自由離職を認めた(遊邊の労働者の件)

一 昭和十一年五月以降の労働者を野田に付した

吉沢三と共の会振の事務を田中貞夫に會見し、法の範圍を越出

盟の條六十を參照するに至り一月八日午前小泉十並労働員分派山手遊
當會振の組織を一新し、結果に對し、労働者の不平を緩和し、

野田労働者 五十名 (男四十名 女十名)

齊本金 毎 週 圓 貳

田 中 貞 二

日東労働組合

日東労働組合会振係の件

昭和八年十一月廿四日

27/25

- 四 職工長及各部責任者を公選されたし
 - 三 従業員勤務規定の改良並に給與規定を制定されたし
 - 六 最低賃銀を定められたし
 - 七 食堂を改善されたし
 - 八 團體協約を確立されたし
- 九日午後九時より十一時迄労働會見し、渡邊販賣係長解職の件は撤回し、第一項、第六項削除第四項は不承認、第八項は適當なる場合に承認すること他は承認にて解決せり